

INTERVIEW

日 本と米国の銀行の貸倒引当の基準を比較すると、要管理先債権がいずれも無担保分の15%、破綻懸念先が日本は70%で米国は50%、実質破綻先がいずれも100%と大差はない。要管理先以外の要注意先債権に対しても、日本が全体の数%程度をまとめて一般貸倒引当しているのに対し、米国は個人ローンやクレジットカード債権など、性質の似かよった小口債権はグループにまとめて倒産確率を基に一般貸倒引当している。

ただし、企業向けのローンなどでシリアスなダメージが出そうなところは、分類を落として個別の引き当てで対応するというのが一般的なやり方。すなわち、米国は日本と違って貸付先の実態に応じ迅速に引き当てをするという考え方が強い。米国では健全化は当然でありむしろ、税金逃れの過剰引き当て問題が懸念されているほどだ。

日本で問題なのは、こうした基準や形式よりも、むしろ本当に適正な資産査定がなされているかどうかだ。健全化への道すじは理解されているのに、実行されていないのはもどかしい。

検査陣容が十分かという問題もある。日本の銀行員1人当たりの不良債権額は1億~3億円にのぼり、欧米の主要行の100倍前後にも達する。また、金融庁の検査官の人員は、米国の検査当局に比べてケタ違いに少ない。銀行も金融庁も処理と検査に追われ疲労困憊、新しいことを考えるリソースが限られる。

今回の金融庁による特別検査は、金融当局の信認維持の意味でも最後のチャンスと言え、期待したい。自立できない銀行は退出することが望ましい。これを機に、金融界のクレンジング（馴れ合い的）な関係を断ち切ることが必要だ。

もちろん、各銀行は当局に尻を叩かれる前に自ら自己査定を適正化していくべきだろう。株式市場をはじめ失墜したマーケットの信頼を取り戻すためには、他先進国のように四半期ごとの決算発表を行うことも含め、積極的なディスクロージャー（情報公開）に取り組むことも重要だ。そして行政当局は、そうした前向きな対応を行う優良行の行動を評価することはあっても足を引っ張らないでほしい。

日米でこれだけ
違う貸倒引当と
健全性の考え方



川本裕子

マッキンゼー・アンド・カンパニー
シニア・エクスパート